

第1章 プランの作成にあたって

第1章 プランの作成にあたって

1. 趣旨と目的

男女共同参画社会の形成は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」を形成することと定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条）

境町では、男女が共に生き生きと暮らせる社会づくりを目指し、平成16年に「さかい男女共同参画プラン」を作成後、施策に取り組んできました。しかし近年の社会情勢は人口の減少や少子高齢化、家族形態の変化等大きく変容し、それに伴い町民の価値観・要望も多様化しています。その一方で性別による固定的な役割分担意識が社会の様々な場面にいまもなお残っています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*1}や、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）^{*2}などは大きな社会問題となっており、また働く女性が増加する中でワーク・ライフ・バランス^{*3}（仕事と生活の調和）や、男性に向けた男女共同参画等の新たな課題もみられます。

このような現状の課題に積極的に取り組む必要があり、町民一人ひとりの意識や行動が重要視されます。町民と関係機関、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため、「さかい男女共同参画プラン」（第4次）を策定します。

※1 DV(ドメスティック・バイオレンスの略)「親密な男女間で起きる暴力」

配偶者からの生命または身体に危害を及ぼす暴力、またはこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動のこと。「殴る」「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「無視する」等の精神的暴力や、「生活を渡さない」等の経済的暴力、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれる。

※2 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

2. プランの期間

「さかい男女共同参画プラン（第4次）」の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5か年とします。

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第3次さかい男女共同参画プラン									
				策定	第4次さかい男女共同参画プラン				
第5次境町総合計画							第6次計画		

「さかい男女共同参画プラン（第4次）」は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」との整合性を図ることから、令和8年度に見直しを行います。



3. プランの位置づけ

- 本町の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に進めていくために、施策の方向性を具体的に示す基本計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」との整合性を図ります。
- 男女共同参画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題です。このプランは、「第5次境町総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の事業と整合性を図りながら事業を展開しています。



